



庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

十一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

十四 海岸法（昭和三十一年法律第一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設に関する行為

十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

十六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

十七 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

二十二 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十七号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

二十六 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）による信号機の設置又は管理に係る行為

二十七 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十八 府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十條の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為

三十一 景観法（平成十六年法律第十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為

三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

三十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第四十五条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為

（国庫補助金の額）

第七条 法第十八条第二項の規定による国の府県及び市町村に対する補助金の額は、同項に規定する損失の補償又は土地の買入れに要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とする。

附則 抄

1 この政令は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律の施行の日（昭和四十三年一月三十日）から施行する。

附則 昭和四十四年六月二三日政令第一五八号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

附則 昭和四十五年六月三〇日政令第二〇九号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 昭和四十七年二月二日政令第四三七号 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十七年十二月二十五日）から施行する。

附則 昭和四十九年一月一〇日政令第三号 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月一日）から施行する。

附則 昭和五〇年一月九日政令第二号 抄

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附則 昭和五〇年九月三〇日政令第二九三号

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則 昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。

附則 昭和五十六年四月二四日政令第一四四号 抄

（施行期日）

1 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附則 昭和六〇年三月一五日政令第三一号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 昭和六十二年三月二〇日政令第五四号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 平成三年九月二五日政令第三〇四号 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附則 平成一一年一〇月二九日政令第三四六号 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 平成一二年六月七日政令第三二二号 抄

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則 平成一三年八月八日政令第二六四号

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年八月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第四条第二号に掲げる行為であつてこの政令の施行の際既に着手していたものについては、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第九条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

附則 昭和五〇年一〇月二四日政令第三〇六号 抄

附 則（平成一五年六月二七政令第二九三号）抄

第一条 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四政令第三二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月二四政令第五九号）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五政令第三九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年十二月十七日。以下「施行日」という。）から施行する。

（処分、手続等の効力に関する経過措置）

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前二条に規定するもののほか、施行日前に改正法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年一二月一五政令第三九九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月二七政令第四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一政令第二〇三号）抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三一政令第三三八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附 則（平成二三年六月二四政令第一八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十条の規定による改正後の近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二三年八月三〇日政令第二八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二六日政令第四二七号）

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月二三日政令第六八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。